

一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会(以下「滋老協」という。)定款第7条第1項第1号に定める正会員に対する慶弔金等及び見舞金の支給に関して次のとおり定める。

(届出)

第2条 正会員に、この規程に定める慶弔またはお見舞いの事由が発生したときは、正会員又はこの事実を知りたる正会員は、速やかに所属するブロック長に次の事項を報告するものとする。

- ア 第3条に該当する者の施設名および氏名
- イ 発生事由の種別等(死亡、災害及びその程度)
- ウ 発生の年月日(死亡の場合は葬儀等の日時及び場所等)

2 所属するブロック長は、前項の事項について会長及び事務局に報告するものとする。

(慶弔金等)

第3条 正会員等に次の各号に該当する事由が発生したときは、慶弔金の支給等を行うものとする。

1 褒章受章等による祝い金

- ア 施設長正会員が、叙勲、褒章等を受賞したとき 祝電
- イ 施設長正会員が属する法人の施設竣工並びに祝典があったとき 祝電
- ウ 式典への参加の依頼通知があったとき 祝儀1万円以内

2 死亡弔意

- ア 施設長正会員が死亡したとき 香典1万円、供花、弔電等
- イ 正会員が所属する施設の理事長が死亡したとき 弔電
- ウ 前期に退任した理事監事以上の役員が死亡したとき 香典、供花、弔電等を1万円以内

3 その他

前2項以外に祝意あるいは弔意を必要とする事由が生じたときは、正副会長会において協議決定する。

(見舞金)

第4条 正会員に次の各号に該当する事由が発生したときは、見舞金の支給を行うものとする。

- 1 傷病見舞金 施設長が傷病のため10日以上入院したとき、見舞金5千円を贈る。
- 2 災害見舞金 施設が火災・風水害その他天災等により甚大な被害があったときは、見舞金1万円を贈る。

(改廃)

第5条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(その他)

第6条 この規程により慶弔金及び見舞金を受けた場合、一切の返礼は行わないものとする。

- 2 この規程に定めのない事項については、正副会長会でこれを定め理事会に報告するものとする。

(附則)

1. この規程は、令和4年4月1日より適用する。